

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

本市においては、平成30年3月に障害者基本法第11条第3項に基づき策定する障害のある方のための施策に関する基本的な計画である「糸満市第4次障がい者計画」を策定するとともに、3年を1期とした計画策定が義務付けられている、障害福祉サービス等の量の見込みや確保方策を規定する「障害福祉計画」、障害児通所支援等の量の見込みと確保方策を規定する「障害児福祉計画」を策定し、本市における障がい者(児)に対する取組みを総合的に進めてきました。

平成30年3月以降、国の方では、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」(平成30年6月施行)、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(令和元年6月施行)、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和3年4月施行)、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(令和4年5月施行)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年4月1日施行)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」(令和6年4月1日施行)など、障害者施策の充実に向けて各法制度の整備が進められてきたとともに、令和5年3月には、国の障害者施策の基本的な方向性を定めた「第5次障害者基本計画」が策定されました。

このような中、糸満市第4次障がい者計画及び第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の3つの計画が令和5年度で計画期間満了を迎えることから、国の法制度などの動向や、本市におけるこれまでの障害者(児)施策の進捗状況や課題等を踏まえ、取組みのさらなる充実化を図るため「糸満市第5次障がい者計画」及び「糸満市第7期障害福祉計画」「糸満市第3期障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

「市町村障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定する計画であり、障害のある方のための施策に関する基本的な計画です。

「市町村障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき策定する計画であり、障害福祉サービス等の提供体制の確保等のため、国の定める基本指針に即して定める計画です。

「市町村障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき策定する市町村障害児福祉計画であり、障害児通所支援等の提供体制の確保等のため、国の定める基本指針に即して定める計画です。

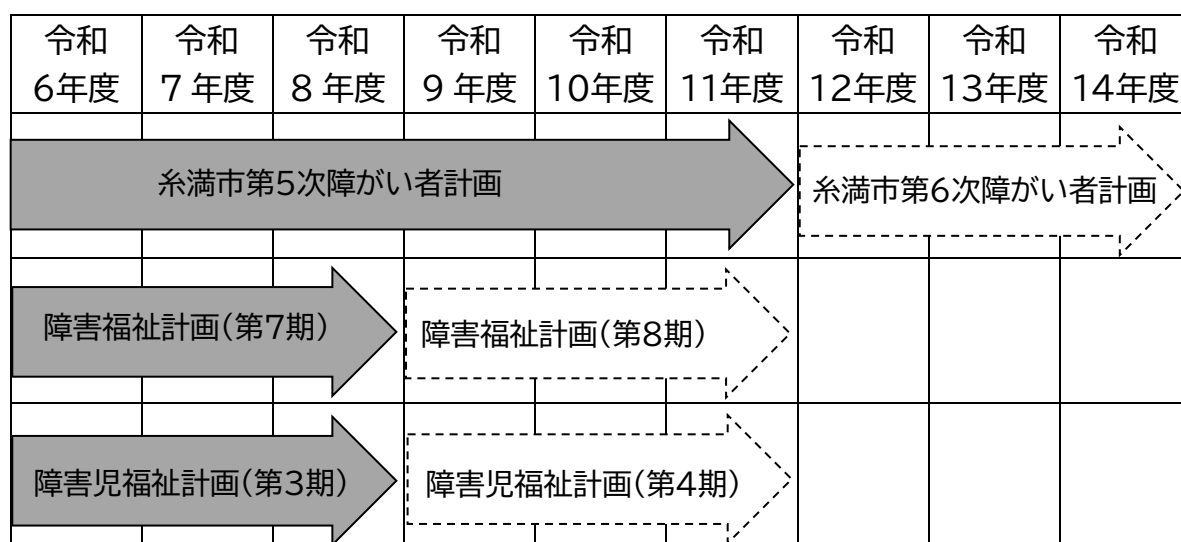
糸満市第5次障がい者計画は、上記の「市町村障害者計画」「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定しています。

(2)計画の位置づけ

本市の他の計画と「糸満市第5次障がい者計画」との位置づけ・関係は、本市の最上位計画である「糸満市第5次総合計画」を上位計画としているほか、保健福祉部門の上位計画である「糸満市地域福祉計画」や保健福祉関連計画である「糸満市子ども・子育て支援事業計画」や「糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「健康いとまん21」、「糸満市特定健康診査等実施計画」等の各種計画との整合性を図り策定しています。

3 計画の期間

「糸満市第5次障がい者計画」は、令和6年度を初年度とする6年計画を予定しています。また「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」は、3年を1期とする計画の策定が義務付けられているため、令和6年度から令和8年度までの計画となります。



4 計画の策定体制

糸満市第5次障がい者計画の策定体制は、「市町村障害者計画」部分においては行政内部の「計画策定幹事会」で検討を行った内容を、外部・有識者等で構成される「糸満市障害者施策推進協議会」で審議しています。

障害福祉サービス等の量の見込みと確保方策を規定する「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」部分においては、行政内部の「計画策定幹事会等」で検討を行った内容を、「糸満市地域自立支援協議会」で審議していくものであります。

5 計画策定のポイント

第5次糸満市障がい者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定にあたり、先ず、国の障害者基本計画及びその動向などのポイントを以下のとおり整理し、国の施策へ対応した市計画の策定を目指します。

(1)第5次障害者基本計画(国)の概要

1)基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2)計画期間

令和5(2023)年度～令和9(2027)年度

3)計画の各論の主な内容(11 の分野)

【①差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止】

＜社会のあらゆる場面における障害者差別の解消＞

- ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進
- ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

【②安全・安心な生活環境の整備】

＜移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進＞

- ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備
- ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進

【③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実】

＜障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進＞

- ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実
- ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣

【④防災、防犯等の推進】

＜災害発生時における障害特性に配慮した支援＞

- ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保
- ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備

【⑤行政等における配慮の充実】

＜司法手続や選挙における合理的配慮の提供等＞

- ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保
- ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供

【⑥保健・医療の推進】

＜精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消＞

- ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

【⑦自立した生活の支援・意思決定支援の推進】

＜意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実＞

- ・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・障害のあるこどもに対する支援の充実

【⑧教育の振興】

＜インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備＞

- ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進
- ・病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進

【⑨雇用・就業、経済的自立の支援】

＜総合的な就労支援＞

- ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

【⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興】

＜障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備＞

- ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり
- ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり

【⑪国際社会での協力・連携の推進】

＜文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進＞

- ・障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

(2)「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正概要

【基本指針の主な見直し事項】

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化